

第4章 子ども・子育て支援施策の実績(担当課報告分)

資料1-2

施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題等について

基本目標1

基本目標1	家庭における子育てへの支援	施策の方向1	多様な子育て支援サービス環境の整備
施策の方向性	身近なところで子育て中の保護者と子どもが気軽に集まれる場所を増やし、個々のニーズに応じた子育てに関する情報を手に入れることができるよう、多種多様な子育ての情報を提供するとともに、発信の方法を検討し、子育ての楽しさを感じてもらえるよう家庭を支える仕組みを築いていきます。		

担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1 児童センター	0歳児から3歳児を対象にした親子教室をはじめ、夏休みには室内公園として「親子パーク」(参加98名)、親子お話しアター(参加52名)、人形劇(参加51名)などの行事を実施。情報の発信方法として、広報あしや、上宮川文化センターだより、子育てアプリ、ホームページに加え、教室ごとのチラシでもわかりやすく周知できるようにした。 今後は、参加事業の申込みについて、従来の方法に加えて、より利便性を重視した方法を検討していく。
実施事業	No.4「子育て情報の提供」 No.6「子育て講演会、講座」 No.7「母親同士の交流」 No.13「児童センターにおける子育て支援」
2 こども政策課 (政策係)	子育てサポートブック「わくわく子育て」を改訂、3,700部発行し、市内の各施設に配布して最新の情報提供に努めた。また、ホームページに掲載している子育て情報サイトの随時更新に加え、子育てアプリを活用し、主に未就学児対象のイベントや講座等の情報発信を行った。アプリの登録者数は、令和5年3月末時点で2,924人となり、登録者数は令和4年3月末時点より281人増加した。今後も引き続き子育て支援の情報提供に努めていく。
実施事業	No.4「子育て情報の提供」
3 ほいく課 (ほいく係)	体験保育や園庭開放は、新型コロナウイルス感染症防止観点により再開できなかった。認定こども園・保育所では、各施設のホームページや「芦屋市立認定こども園・保育所ってどんなところ？」のページを更新し、子育て情報の提供を引き続き行っている。今後は園庭開放から徐々に再開し、体験保育も実施していく。子育て支援の場として認定こども園・保育所を利用してもらえるように積極的に情報を提供していく。
実施事業	No.4「子育て情報の提供」 No.12「幼稚園・保育所・認定こども園における地域子育て支援」
4 こども家庭・保健センター (こども家庭総合支援担当)	子育てセンターのむくむくを中心に、各地域で地域子育て支援拠点事業を実施し、育児への不安感や孤立感を抱える保護者へのサポートを行った。 令和5年4月より全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する総合的な支援拠点として「こども家庭・保健センター」を開設し、子育て短期支援事業や養育支援訪問事業、ファミリー・サポート・センター事業等、ニーズに応じたきめ細やかなサービスが提供できるように、支援の充実を図っていく。
実施事業	No.1「子育て援助活動支援事業」 No.2「子育て短期支援事業」 No.3「養育支援訪問事業」 No.4「子育て情報の提供」 No.5「わくわく冒険ひろば」 No.6「子育て講演会、講座」 No.8「こどもフェスティバルの開催」 No.9「子育て支援センター・子育て世代包括支援センター」 No.10「あい・あいるーむ」 No.11「地域子育て支援拠点事業」
5 こども家庭・保健センター (健康増進・母子保健担当)	広報あしや、ホームページ、母子健康手帳アプリにおいて、各事業について案内し、参加を促している。また、各乳幼児健康診査にて、市で作成している育児ブック(配布数:4か月児健康診査 517人、1歳6か月児健康診査 582人、3歳児健康診査 639人)を用いて育児情報の提供を行ったり、他機関の子育て情報の提供を行っている。 今後も乳幼児健康診査等を通じて、子育て情報の提供を実施し、子育てに関する不安の軽減を図っていく。
実施事業	No.4「子育て情報の提供」
6 管理課	市立幼稚園における預かり保育や幼児教育・保育無償化等の子育て支援及び入園案内手続きに関する情報をホームページ等で周知した。 今後も、市民からの問い合わせのあった内容をホームページに反映させる等、広報の充実に努めたい。
実施事業	No.4「子育て情報の提供」
7 保健安全・特別支援教育課	市立幼稚園で開催する「3歳児親子ひろば」「市立幼稚園合同説明会」各幼稚園のオープンスクール等の情報について、「広報あしや」や「子育てアプリ」、各幼稚園のホームページにて発信した。また、広報掲示板での掲示や対象年齢児の保護者にチラシを配布した。今後も引き続き、未就園児が参加できる市立幼稚園のイベント情報や在園児との交流、園庭開放などの情報を、積極的に各幼稚園のホームページや子育てアプリ等で発信し、未就園児とその保護者の遊び場の提供や保護者の子育て相談にも対応できるように、広く周知を図る。
実施事業	No.4「子育て情報の提供」 No.12「幼稚園・保育所・認定こども園における地域子育て支援」
8 青少年育成課	広報紙、ホームページ等において放課後児童クラブやキッズスクエア等の子育て情報を提供した。 今後も、オンラインによる情報提供を充実させていく。
実施事業	No.4「子育て情報の提供」

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
9	公民館	公民館事業の家庭教育セミナーで、夏に比べない子育て～子どもの意欲、折れない心、学力を伸ばすために～というテーマでセミナーを実施し、57人の参加者があった。秋には、～15歳までに大切にしたい、大人が子どもにできること～をテーマにセミナーを実施し、65人の参加者があった。この事業は、セミナーをオンラインで開催。芦屋市PTA協議会との共催で、教育や子育てに有意義な講座となった。
	実施事業	No.6「子育て講演会、講座」
10	図書館	広報あしや、ホームページだけでなく、子育てアプリや子育てサポートブック「わくわく子育て」を活用し、「親子で楽しむ絵本の会」などのイベント情報をお知らせした。また、こども家庭・保健センターと連携し「ブックスタート」事業として4カ月児健康診査時に、絵本を紹介する冊子「であってみたいこんな本」を配布して子育て支援の一助とする取り組みを行っている。
	実施事業	No.4「子育て情報の提供」 No.14「図書館における子育て支援」

基本目標1	家庭における子育てへの支援	施策の方向2	子育て家庭への経済的支援
施策の方向性	経済的な理由で子どもを産み育てることが困難な状況にならないよう引き続き各種手当等の経済的支援を充実します。また、幼児教育・保育の無償化の実施にあたっては、対象者の把握に漏れがないよう必要な手続を進めるとともに、関係機関との情報共有等の連携を行いながら、保護者への周知等に努めます。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	保険課	出産育児一時金制度については、「国保あんない」やホームページ等に掲載し、産科医療補償制度加入医療機関で出産した場合42万円、加入していない医療機関又は海外で出産した場合40万8千円(令和3年12月31日以前に出産した場合は40万4千円)を支給している。(令和4年度支給実績:31件、12,976,000円)引き続き出生児の国民健康保険加入手続きの際に、制度の利用漏れがないかどうか確認を徹底する等、今後も制度の案内や周知に努める。
	実施事業	No.3「子ども(又は養育する親)に対する援助」
2	地域福祉課 (福祉医療係)	これまで「乳幼児等・こども医療費助成制度」あるいは「障害者医療費助成制度」として該当世帯の医療費を助成し、制度の周知にも努めてきた。引き続き、関係課(市民課や障がい福祉課)との密接な連携を維持して対象者を漏れなく把握し、確実な支援を実施するとともに、ホームページや広報あしやによる制度の周知に努める。
	実施事業	No.3「子ども(又は養育する親)に対する援助」 No.4「障がい児(又は養育する親)に対する援助」 No.8「生活困窮者自立支援制度における事業」
3	障がい福祉課	身体障害者手帳や療育手帳の申請時・窓口での交付時、支給対象となる可能性のある児童の保護者に手当の制度内容を説明し、申請月が遅れないよう案内を行っている。また、ホームページ及び障がい福祉のおしりに制度内容を掲載し広報している。課内の担当者間で連携することにより、支給対象となる可能性のある児童を把握できるよう努めるとともに、関係課とも連携して変更申請等について漏れなく案内できるよう努めている。(障害児福祉手当 64件、重度心身障害児介護手当 0件、特別児童扶養手当 110件、福祉施設等通園(通学)費扶助 0件) 引き続き関係機関と連携し、手当申請・届出等について漏れのないよう対応していきたい。
	実施事業	No.4「障がい児(又は養育する親)に対する援助」
4	こども政策課 (こども支援係)	子ども(又は養育する親)に対する援助について、児童手当を6,690人(前年度8,898人※制度改正有)、子育て世帯への臨時特別給付を136人(前年度5,882人※前年度からの継続)、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)を744人(前年度744人)、芦屋市子育て世帯物価高騰対策給付金を5,904人に給付した。 障がい児(又は養育する親)に対する援助について、福祉施設等通園(通学)費扶助を11人(前年度8人)に給付した。 今後も引き続き給付・助成を実施していく。
	実施事業	No.3「子ども(又は養育する親)に対する援助」 No.4「障がい児(又は養育する親)に対する援助」
5	ほいく課 (施設運営係) (入所係)	前年度から引き続き、第2子以降の保育料の軽減、ひょうご保育料軽減事業、実費徴収に係る補足給付事業を実施することで、子育て家庭の経済的負担の軽減を図った。今後も継続して事業を実施していく。ひょうご保育料軽減事業、実費徴収に係る補足給付事業については申請をもとに支給するため、対象者には園と連携し適切に周知していく。
	実施事業	No.5「教育・保育施設等の利用者に対する援助」 No.7「実費徴収に係る補足給付事業」
6	こども家庭・保健センター(健康増進・母子保健担当)	妊娠中の健康診査の受診を促進し母体や胎児の健康を確保するため、妊婦健康診査費の助成を行う。健やかな成長発達が促されるよう家庭訪問を実施し、また、医療を必要とする未熟児に対して医療給付を行う。(妊娠届出数525人、妊婦健康診査助成券利用人数772人、償還払い人数105人、未熟児養育医療給付19人) 今後も子育て家庭に対し、子育て支援サービスの提供及び、経済的支援を継続し子育ての支援に努める。
	実施事業	No.1「妊婦健康診査」 No.2「未熟児養育医療の給付及び未熟児訪問指導」

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
7	建築住宅課	令和4年度は20世帯の子育て世帯に対し、住宅困窮度点の加点を行った。また、公的住宅への斡旋は8世帯であった。経済的な理由で子供を産み育てることが困難な状況に陥ることを防止するために、市営住宅等入居希望者登録において、子育て世帯に対する住宅困窮度の加点を行うことで、できるだけ公的住宅が提供できるよう支援を行っている。引き続き、住まいの提供に関し、公的住宅の空き状況と入居申込み状況を十分に把握することで適切に住戸の斡旋を行う。
	実施事業	No.6「子育て世帯等の公的住宅への入居」
8	管理課	前年度から引き続き就学援助費・在日外国人学校就学補助金の支給、実費徴収に係る補足給付事業、子育てのための施設等利用給付事業を実施した。これにより子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、幅広く補助を行うことができたため、今後も事業を継続して実施する。
	実施事業	No.5「教育・保育施設等の利用者に対する援助」 No.7「実費徴収に係る補足給付事業」
9	青少年育成課	放課後児童クラブの入会案内に育成料の減額及び免除の説明を記載し周知した。 なお、基準日時点で芦屋市に住民票がある方に関しては、市民税証明書の提出を不要とすることで、援助の受けやすい体制となっている。
	実施事業	No.3「子ども(又は養育する親)に対する援助」

基本目標1	家庭における子育てへの支援	施策の方向3	ひとり親家庭の自立支援
施策の方向性	関係機関と連携し、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めるとともに、支援に漏れがないように制度の周知を継続して行います。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	地域福祉課 (福祉医療係)	これまで「母子家庭等医療費助成制度」として該当世帯の医療費を助成し、制度の周知にも努めてきた。 引き続き、関係課(こども政策課こども支援係)との密接な連携を維持して対象者を漏れなく把握し、確実な支援を実施するとともに、ホームページや広報あしやによる制度の周知に努める。
	実施事業	No.3「ひとり親家庭に対する経済的支援」
2	生活援護課	生活保護を必要とするひとり親家庭の申請に基づき、生活保護費の支給をはじめ、個々のケースに応じて相談支援や情報提供などを行っている。生活保護費の支給といった直接的な経済支援だけでなく、相談できる関係機関を案内したり利用できそうな制度を紹介したりすることで、生活の立て直しや生活の維持向上を図った。 生活保護費を得ることで、就労・自立への意欲が低下するケースの自立が課題であるため、関係機関との連携を密にし自立を促す必要がある。
	実施事業	No.3「ひとり親家庭に対する経済的支援」
3	こども政策課 (こども支援係)	母子・父子家庭相談について、母子・父子自立支援員が母子家庭、寡婦及び父子家庭の生活全般の相談に応じた。また、法律問題(離婚相談等)に関する相談は専門家(弁護士)につないだ。(母子・父子自立支援員:1人 相談件数:701件(前年度675件)) ひとり親家庭の就労支援援助について、母子・父子自立支援プログラム参加者は3件(前年度1件)あった。ひとり親家庭の自立のための就労支援として、ハローワーク等の関係機関と連携し、情報提供をはじめ、資格取得、能力開発のための支援、援助を行った。 ひとり親家庭に対する経済的支援について、児童扶養手当(受給者数:483人(前年度473人))、母子父子寡婦福祉資金の貸付(申請件数:4件(前年度5件))、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)(受給者数:479人)を行った。 今後も市ホームページ等を通じて、ひとり親家庭への支援制度の周知に努める。
	実施事業	No.1「母子・父子家庭相談」 No.2「ひとり親家庭の就労支援援助」 No.3「ひとり親家庭に対する経済的支援」 No.4「ホームヘルプサービス」 No.5「芦屋市白菊会活動への支援」
4	建築住宅課	令和4年度は13世帯のひとり親家庭に対し住宅困窮度点の加点を行った。また、公的住宅への斡旋は7世帯であった。市営住宅等入居希望者登録において、ひとり親家庭に対する加点を行うことで、できるだけ公的住宅を提供できるよう支援を行っている。引き続き、住まいの提供に関し、公的住宅の空き状況と入居申込み状況を十分に把握することで適切に住戸の斡旋を行う。
	実施事業	No.3「ひとり親家庭に対する経済的支援」

基本目標1	家庭における子育てへの支援	施策の方向4	親と子の健康づくりの推進
施策の方向性	健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施することにより、相談できる環境整備を進めるとともに、適切な育児情報を提供し、育児不安の軽減を図ります。また、支援が必要な家庭を早期に把握し、関係機関との連携を強化しながら、専門的な相談につなぐことで、子育て家庭が自信とゆとりを持って子育てができるよう努めます。		

担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)		
1 子ども家庭・保健センター(健康増進・母子保健担当)	【妊産婦健康相談】	妊産婦を対象に助産師等による個別相談を行う。 母子健康手帳交付時の保健師・看護師による全数面接525人 妊産婦(母乳)相談件数41件	
	【乳児家庭全戸訪問】	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。対象戸数 528戸 訪問数 470人(うち新生児訪問 10人)訪問率 89.0% 〔未訪問の内訳〕 他市・他機関への依頼による訪問15人 電話相談対応23人 病院入院中2人 転出8人 転入8人 連絡つかず2人	
	【乳幼児健康診査】	4か月児／10か月児／1歳6か月児／3歳児にて健康診査を実施している。 ・4か月児健康診査: 受診者517人 受診率95.6% ・10か月児健康診査: 受診者479人 受診率90.2% ・1歳6か月児健康診査: 受診者582人 受診率90.7% ・3歳児健康診査: 受診者639人 受診率93.8%	
	【育児相談】	乳児を対象に身体計測及び保健師と栄養士、助産師による子どもの発達や育児についての個別相談を行う。実施回数12回 参加延べ人数 329人 参加実人数 137人 あいあいの一むでの育児相談: 37人	
	【こどもの相談】	乳幼児健診において、経過観察が必要な子どもや、5歳児発達相談を希望する保護者に対し、医師・臨床心理士・保健師による個別相談を行う。 ■精神科医師による相談: 実施回数15回 相談実数31人 延べ数43人 ■小児科医師による相談: 実施回数6回 相談実数15人 延べ数17人 ■心理相談員による相談: 実施回数38回 相談実数88人 延べ数103人	
	【親と子どもの健康教育】	「プレおや教室」「もぐもぐ離乳食教室」「幼児の食事とおやつ」等の事業を実施し、離乳食等について楽しく学ぶ機会を提供する。 ■プレおや教室「沐浴クラス」: 実施回数6回 参加延べ数122人、 「出産準備クラス」: 実施回数6回 参加延べ数83人 ■もぐもぐ離乳食教室: 参加延べ数186人、 ■オンラインもぐもぐ離乳食教室(後期): 参加延べ数 32人 ■幼児の食事とおやつ: 参加延べ数16人 ■食事Good/バランスアップ教室: 参加延べ数3人	
	【アレルギーに対する事業】	アトピー性皮膚炎の子どもを持つ保護者等を対象にした栄養士、保健師による個別相談や、アレルギーに関する専門医の講義を実施する。 ■アレルギー健康診査: 対象者数123人 受診者数46人 ■アレルギー栄養相談: 相談延べ人数 7人 ■アレルギー教室(オンライン): 実施回数2回 参加者数58人 ■めだか水泳教室: 実施回数3グループ×8回 延参加者101人 実参加者15人	
	【予防接種事業】	予防接種法に基づいた定期予防接種事業を行う。また、適齢期の子どもに対して、個別通知や保育所・幼稚園・学校への通知を行い、周知に努める。「芦屋市の予防接種について」「予防接種と子どもの健康」を生後1か月半頃に個別送付。各健診、予防接種週間(チラシ配布)、就学前健診の予防接種確認等で予防接種についての接種勧奨を行っている。MR2期・DT・日本脳炎については、個別通知を行い勧奨している。HPVについても個別通知とともに、キャッチアップ接種を開始した。 ・結核(BCG): 515人 ・ジフテリア・百日咳・破傷風・急性灰白髄炎(四種混合): 2,096人 ・麻しん・風しん(MR): 1,170人 ・ヒブ(Hib): 2,084人 ・小児肺炎球菌: 2,084人 ・水痘: 986人 ・ジフテリア・破傷風(DT): 767人 ・子宮頸がん: 1,173人 ・B型肝炎: 1,550人 ・日本脳炎: 3,277人 ・ロタウイルス: 1,159人	
	引き続き、相談・健診・教育を中心とした母子保健事業をきめ細かく実施し、切れ目なく支援を行っていく。		
実施事業	No.1「妊産婦健康相談」 No.2「妊産婦歯科健康診査」 No.3「乳児家庭全戸訪問事業」 No.4「乳幼児健康診査」 No.5「保健センターによる育児相談」 No.6「こどもの相談」 No.7「親と子どもの健康教育」 No.8「アレルギーに対する事業」 No.9「定期予防接種事業」		
2 市立芦屋病院	当日10時までに連絡があれば利用可能な病児・病後児保育を実施し、令和4年度利用実績は、延べ182人。また、令和4年度は「産後ケア入院」は問い合わせや利用の意向はあったものの、申込者の新型コロナウイルス罹患や持病により、利用は2件であった。 また、院内保育所(対象は生後57日目から10歳に到達する年度末。定員18人まで)を設置し、職員が働きやすい環境も整備している。		
実施事業	No.10「市立芦屋病院による育児支援」		

基本目標1	家庭における子育てへの支援	施策の方向5	子育ての悩みや不安への支援
施策の方向性	身近な相談相手として地域の民生委員・児童委員や福祉推進委員、子育てセンター、保育所等の各施設において、引き続き、保護者の孤立を防ぎ、悩みを抱え込まないよう、必要な情報提供・助言等の取組を進めます。さらに、子育て世代包括支援センターを活用することによって、相談体制の充実を図るとともに関係機関との連携調整を行います。		

担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1 地域福祉課 (管理係)	芦屋市子育て応援団(民生委員・児童委員や福祉推進委員等で構成)の訪問希望があったご家庭に、地域の情報とスタイ(よだれ掛け)を持って訪問している。令和4年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により活動を休止していた、4か月健診での訪問促進の声かけ活動を再開し、116件の訪問につながった。地域での身近な相談相手がいること、本市の子育て支援制度や情報を知ってもらうための活動なので、より多くの保護者にご利用いただけるようPR活動を推進していく。
実施事業	No.3「民生委員・児童委員等による赤ちゃん訪問」
2 こども政策課 (政策係)	県の実施する子育て支援員研修の募集情報を周知するため、ホームページに掲載し、受講希望者を取りまとめた。 令和4年度は、募集に関する問い合わせが多数寄せられ、研修受講希望者は11人であり、申込者は増加傾向にある。令和4年度に令和2、3年度研修受講者に対してアンケートを取ったところ、就労している人は研修の受講がその後の就労等に役に立っているという評価だった。一方で受講前に就労していない人で子育て支援員となった方の活躍の場を見つけていくことが課題である。
実施事業	No.2「子育て支援員の育成、確保」
3 こども家庭・保健センター(こども家庭総合支援担当)	子育てセンターでは、職員が積極的に話しかけることで相談のきっかけづくりを行い、必要に応じてこども家庭総合支援室等の関係機関へ繋いでいる。今後も複雑な相談の増加が予測されるため、令和5年4月より全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する総合的な支援拠点として「こども家庭・保健センター」となったことに伴い、切れ目ない一体的な支援を実施していく。
実施事業	No.1「子育て支援センター・子育て世代包括支援センターにおける子育て相談」
4 こども家庭・保健センター(健康増進・母子保健担当)	子育て世代包括支援センターを開設し、利用者支援事業(母子保健型)を実施している。保健師が常駐し、妊娠から子育て期への切れ目のない支援の実現に努めており、令和4年度相談延べ人数は108人だった。
実施事業	No.1「子育て支援センター・子育て世代包括支援センターにおける子育て相談」

基本目標2

基本目標2	子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供	施策の方向1	就学前教育・保育の体制確保
施策の方向性	<p>入所待ち児童の解消及び3歳児の教育ニーズへの対応のため、保護者の就労に関わらず等しく質の高い教育・保育を提供できる認定こども園の整備を中心とした「市立幼稚園・保育所のあり方」の取組を着実に進めていきます。また、今後も引き続き教育・保育ニーズの動向を踏まえ、適切な施設整備について検討していきます。</p> <p>その他、教育・保育施設間での交流やそこで働く人々に対する研修を実施し、資質の向上等を図ることにより、子どもの健やかな成長を支援するとともに、定期的な教育・保育施設等への指導監査を実施します。</p>		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	ほいく課 (ほいく係)	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点より、研修や世代間交流などを中止、延期、または縮小しての開催となった。今後は関係施設と情報共有しながら、順次再開、拡充をして開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮児への関わりや個別支援計画の立て方、保育士等のキャリアアップ研修についての研修会の開催については、参加人数を減らして行った。今後は徐々に拡大しながら開催する。 ・巡回訪問については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から訪問人数を減らして行った時期もあったが、その期間以外は概ね予定通り行うことができた。巡回訪問では、保育士や幼稚園教諭が訪問し、事故防止、給食、保育の質の自己評価等について情報共有を行い、助言を行った。今後も継続して行う。 ・保育の質の評価については、評価に関する冊子を市立、私立職員に配布し、個人の評価や園としての振り返りも行い、ホームページに掲載した。また、必要な研修等の検討を行い実施した。今後も継続して行う。
	実施事業	<p>No.3「教育・保育施設における地域との世代間交流」 No.4「教育・保育施設同士の連携強化と積極的交流」 No.5「幼稚園教諭、保育士の人材育成と資質の向上」 No.6「教育・保育施設への巡回訪問及び保育の質の評価」 No.9「子どもの読書のまちづくり事業」</p>
2	ほいく課 (施設運営係)	<p>市内の私立保育施設で、保護者の仕事、疾病等の理由により一時的に家庭での保育が困難な子どもに対する一時預かり事業を実施した。令和3年度より引き続き、市立西藏こども園内でも行うことで、さらに提供体制を確保することができた。</p> <p>また、私立保育施設で働く保育士への援助として、一時金の支給及び家賃の一部援助を実施した。今後も引き続き保育士・保育教諭の定着を図る支援を検討していく。</p>
	実施事業	<p>No.1「一時預かり事業」 No.7「幼稚園教諭、保育士の処遇改善をはじめとする労働環境への配慮」 No.8「教育・保育施設の職員等に対する援助」</p>
3	ほいく課 (施設整備係)	<p>令和4年4月開園のいせ虹こども園及び、同6月開園のあいさいこども園の整備を行った。</p> <p>また、令和4年4月から民間移管した打出保育所・大東保育所において、移管後のフォローアップを行った。</p> <p>今後も引き続き、人口動態を見極めながら待機児童対策に取り組んでいく。</p>
	実施事業	No.2「教育・保育施設等施設整備事業」
4	管理課	<p>市立幼稚園全園において預かり保育を実施した。幼稚園全体の園児数が減少しているが、1園当たりの平均利用者数は、前年度と大きく変わらず横ばいであるため、一定数の利用ニーズがあることが認められる。子育て支援施策として、令和4年度は令和3年度に引き続き、岩園幼稚園において、3歳児の受け入れを行った。市立幼稚園における3歳児保育の検証を継続するとともに、引き続き預かり保育事業を実施していく。</p>
	実施事業	No.1「一時預かり事業」 No.2「教育・保育施設等施設整備事業」
5	保健安全・特別 支援教育課 学校教育課	<p>3年ぶりに小学校区ごとの「なかよし運動会」や「小学校ごっこ」を実施し、就学前教育・保育施設間の幼児や保育者間の交流を図ることができた。幼児にとっても、小学校への期待へとつながるよい機会となった。</p> <p>また、市立幼稚園全園が実施した公開保育を伴う保育研究会や、幼保小合同連絡会、特別支援教育報告会並びに研修会、幼稚園教育実践報告会等を通して、市内の保育者や小学校教諭が共に教育について考え合うことができた。今後も、就学前教育・保育施設の保育者間の交流や研究会、研修会を通して、質の高い幼児教育を目指していく。</p>
	実施事業	<p>No.1「一時預かり事業」 No.3「教育・保育施設における地域との世代間交流」 No.4「教育・保育施設同士の連携強化と積極的交流」 No.5「幼稚園教諭、保育士の人材育成と資質の向上」 No.7「幼稚園教諭、保育士の処遇改善をはじめとする労働環境への配慮」 No.9「子どもの読書のまちづくり事業」</p>
6	図書館	<p>前年度に比べて開催回数や定員を増やして開催した。「親子で楽しむおはなしの会」(5回、26人)、「親子で楽しむ絵本の会」(7回、96人)、「こどもおはなしの会」(43回、200人)、「絵本の会」(73回、435人)、「打出分室こどもおはなしの会」(12回、52人)、「夏休み折り紙教室」(1回、26人)、「夏休み人形劇の会」(1回、28人)、「夏休み怖くて楽しいおはなしの会」(2回、29人)、「小学生の本の部屋」(1回、18人)、「ちいちゃなこどものおはなしかい」(6回、75人)、「niwa-doku」(文化ゾーン連携事業-芦屋市立美術館庭・芦屋市谷崎潤一郎館 庭園) (1回、507人)、「夏休み特別企画 読書クイズ」(1回、74人)、「秋の読書スタンプラリー」(1回、68人)を開催した。また、新しい事業として「子ども司書」養成講座も開催し、子どもの読書推進リーダーを19人認定した。今後も、子どもたちの図書館への来館のきっかけとなる行事や、本に親しみをもってもらい、楽しい読書活動につながるような行事が開催できるよう取り組む。</p>
	実施事業	No.9「子どもの読書のまちづくり事業」

基本目標2	子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供	施策の方向2	小学校への円滑な接続
施策の方向性	就学前段階では、幼稚園・保育所等、利用する施設の種類が多く、保護者の選択も、各家庭の状況や実態において様々です。教育・保育施設に通っている・いないに関わらず、すべての子どもたちが年齢に応じて健やかな育ちを確保できるよう、また、それぞれの時期にふさわしい教育・保育が受けられるよう、職員への学びと育ちの連続性の共通理解を含めた資質向上のための研修、交流等の実施や、子ども同士の交流を進め、小学校への円滑な接続を図ります。		

担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1 ほいく課 (ほいく係)	新型コロナウイルス感染症防止の観点より、「芦屋市接続期カリキュラム」に基づいて給食体験、プール体験等の小学校訪問や小学生との交流がほとんど行えなかった。小学校生活を模擬体験する「小学校ごっこ」については行うことができ、校内を探検したり、鉛筆の握り方等を教えてもらうなどの体験をすることができた。今後も円滑な接続を目指し、近隣の小学校と連携を取りながら、幼稚園や認定こども園、保育所と交流していく。
実施事業	No.1「小学校との連携」 No.2「芦屋市就学前カリキュラムの実施」 No.3「芦屋市接続期カリキュラムの実施」
2 保健安全・特別 支援教育課	幼保小合同連絡会では、幼小の円滑な接続について、県の指定研究をされた他市の小学校長の講話を聴くと共に、小学校区ごとのグループに分かれて意見交流を行い、接続期について考え合うことができた。また、3年ぶりに「なかよし運動会」や「小学校ごっこ」を実施し、小学校区ごとの就学前教育・保育施設の幼児や保育者間の交流が図られ、幼児の小学校生活への期待を高める機会にもなった。また、各学校園で、幼児と児童のリモートや対面での交流、幼児の小学校の図書館訪問、保育者と教員の研究会や連絡会等、感染防止対策を講じ、工夫しながら交流を行った。今後、就学前教育・保育施設と小学校との保育・授業参観、研究会等を通して、継続的、発展的な取組をめざし、円滑な接続を推進していく。
実施事業	No.1「小学校との連携」 No.2「芦屋市就学前カリキュラムの実施」 No.3「芦屋市接続期カリキュラムの実施」

基本目標3

基本目標3	すべての子どもの育ちを支える環境の整備	施策の方向1	地域における子どもの居場所づくりの推進
施策の方向性	地域の中で安心して子ども同士が交流できる場として、公的施設を有効活用できるよう努め、今までの事業参加型だけでなく、自主性を重んじ、自由に活動や学習又は遊びができる子どもの居場所づくりを積極的に推進します。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	広報国際交流課	潮芦屋交流センターでは、子どもを対象とした教室(英語、空手、パレエ、ダンス、習字等)で貸室を定期的に提供しているだけでなく、イベント利用で多目的室をたくさん子どもたちに提供している。また、外国にルーツを持つ子どもの日本語教室を開催し、今後も子どもの居場所として地域に開かれた施設運営を目指す。
	実施事業	No.3「公共施設の有効活用」
2	市民参画・協働推進課	あしや市民活動センターでは、市民活動に関わることの面白さを子どもの頃から体感するための活動の場と、自らの力を発揮できる居場所を提供した。 学び、遊べる場の提供として、「夏休みわくわくスペシャル」(小中学生対象:4日間58人参加)、「おやこDAY」(就学前の親子対象:1回36人)、「芦屋発 君も今日から新聞記者」(高校生対象:6回講座9人参加)を実施。 母親と子どもの居場所作りとしては、「つきいちよるごはん」(年長から小学校低学年対象:6回97人参加)を2か月に1回実施した。 「芦屋川お掃除隊×石ころアート」では、高校生・大学生の実行委員会が主体となり、子どもたちが楽しめる場を2回実施し、89人が参加した。 「あしや部(芦屋市在住高校生の交流の場)」では、各自が取り組みたいテーマや自治会等からの依頼事項に取り組み、206人(15回)が参加した。 今後も上記事業を継続し、市民活動を支える中間支援組織として活動の場を提供していく。
	実施事業	No.1「地域における子育て支援活動」 No.3「公共施設の有効活用」
3	児童センター	体力増進教室である「卓球ひろば」を年間6回開設し、1年生から6年生まで多くの児童99名が参加し、卓球を通して子ども同士が楽しく交流することができた。今後も開設回数を増やすなど、より多くの子どもたちが参加できるよう、継続して事業を充実させていく。
	実施事業	No.7「児童館における子どもの居場所づくり」
4	環境課	芦屋市立あしや温泉にて、令和2年度から新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施を見送っていた子ども同士の交流の場として計画していたイベントについて、令和4年度は感染症対策を行いながら、6回実施した。 次年度以降も、引き続き、子ども同士の交流の場として季節にあわせた子ども向けイベント(こいのぼりフェア、セタウィーク、あしや温泉夏祭り、クリスマスイベントなど)を実施していく。
	実施事業	No.3「公共施設の有効活用」
5	地域福祉課 (地域福祉係)	「高浜町ライフサポートステーション」で地域まなびの場支援事業における子どもの居場所を活用した全世代が交流できる共生型の居場所の提供を行った。 令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、一堂に会する催事を中止にせざるを得ない状況があり、例年と比較し開催回数が減少した。 コロナ禍が長期化する中で、開催方法の検討を行った結果、インターネット媒体(YouTube)を用いて企画内容を配信し、継続的な実施を行った。 参加者の増加や参加者同士の交流という面では課題が残っているため、配信以外の開催方法を引き続き検討していきたいと考えている。
	実施事業	No.10「地域まなびの場支援事業」
6	地域福祉課 (福祉センター係)	市の事業実施時や貸室時以外に、市民に運動室を開放した。子どもから高齢者まで多くの利用があるが、令和4年度から使用時のルール変更(時間制限)を行ったことにより新規の利用者も増加し、子どもの居場所としても有効活用ができています。 前年度と比較したところ、実施回数は29回増の508回、参加者数は1,106人増の5,646人であった。 引き続き子どもの居場所となるよう努めていきたい。
	実施事業	No.3「公共施設の有効活用」
7	こども政策課 (政策係)	子どもが利用できる公共施設の情報発信手段として活用している子育てアプリについて、全庁的に周知するために、毎月1日に掲示板に掲載し、活用促進を図った。また、主に未就学児対象のイベントや講座を中心に子どもの居場所の発信を行った。発信時には、配信を知らせるプッシュ通知設定を必ず行い、より多くの登録者に情報が行きわたるよう工夫した。 今後も他部署と連携し、最新の情報を発信できるようにする。
	実施事業	No.3「公共施設の有効活用」
8	ほいく課 (ほいく係)	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、園庭開放や体験保育を実施できなかった。今後は徐々に再開できるよう時期を検討していく。
	実施事業	No.1「地域における子育て支援活動」

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
9	こども家庭・保健センター(こども家庭総合支援担当)	子育てセンターの子育て支援室むくむくを中心に、市内の認定こども園や幼稚園、児童センター等で事業を実施している。今後も、他機関が行っている事業と連携し、ネットワークを広げることで、地域の子育て支援の充実を図る。
	実施事業	No.1「地域における子育て支援活動」 No.3「公共施設の有効活用」
10	道路・公園課(維持係)	職員による点検に加え専門業者による遊具の点検を実施し、安全性の確保に努めた。今後も継続して適切な維持管理を実施することにより、子どもが安心して遊べる環境を提供していく必要がある。
	実施事業	No.3「公共施設の有効活用」
11	保健安全・特別支援教育課	各幼稚園の施設を未就園児親子に開放し、親子で安心して遊び、保護者同士が交流できる場を提供した。また、全市立幼稚園にて、「3歳児親子ひろば」や「未就園児交流会」を実施し、コロナ禍でも、地域の未就園児が安心して遊べる場づくりや、子育て相談の場を提供した。子育てセンターが幼稚園施設を利用し、未就園児親子の自主グループ活動やなかよしひろば等の子育て支援拠点事業を実施している。今後も、市立幼稚園の「園庭開放」や「未就園児交流会」の内容や工夫により、地域における子育て支援の充実を目指していく。
	実施事業	No.1「地域における子育て支援活動」
12	打出教育文化センター	月1回図書館が実施することもおはなしの会で和室を活用している。(利用料免除) 隣接する幼稚園に日本庭園を開放し、自然体験活動の場として提供している。(利用料免除) 小学校3年生の市内施設巡りや保育所の津波緊急避難場所(大東保育所・令和3年度からは西蔵こども園)としても活用している。 今後行われる大規模改修による日本庭園と隣接する打出公園との一体化に併せて、子どもたちがより訪れやすい環境を整備していく。
	実施事業	No.2「公共施設等利用料金の減額、免除」 No.3「公共施設の有効活用」
13	生涯学習課(美術博物館含む)	校庭開放事業を土曜日に実施しており、子どもの居場所を提供している。またコミュニティ・スクールでは、子どもが平日・土日を問わずスポーツ及び文化活動を行っている。 美術博物館では、中学生以下の観覧料(入館料)を無料にし、各ワークショップなどを開催するなど芸術・文化に触れながら交流できる場を創出し、施設の有効活用を推進しているが、令和4年度においては改修工事に伴う休館の影響で、従来の1/4程度の事業実施となった。 今後も子ども同士が交流できる場として事業を継続実施する必要がある。
	実施事業	No.2「公共施設等利用料金の減額、免除」 No.4「放課後子ども教室(キッズスクエア等)」 No.6「コミュニティ・スクールへの支援」 No.9「文化施設における子どもの居場所づくり」
14	スポーツ推進課	体育館・青少年センターは、青少年センター機能を有していることから、有料施設を青少年活動で使用する場合は、施設使用料の減免を行っている。 また、無料で利用することができる自習室やキッズスペースを設置している。
	実施事業	No.2「公共施設等利用料金の減額、免除」 No.3「公共施設の有効活用」
15	青少年育成課	市内全8小学校で「放課後子供教室事業」あしやキッズスクエアを継続実施。放課後に校庭及び校舎内を利用し、地域の方々の見守り等の参画のもと、児童が安心して過ごせる安全な居場所を、延べ1,805日提供した。地域・企業・高校・大学等の協働による多様な「体験プログラム」については、コロナ禍での「居場所づくり」の継続を優先した結果、開催数が減少しているが今後、オンラインの活用等で、児童に引き続き様々な体験の機会を提供していくことが、課題である。 登録児童数合計1,369名(31.6%) 1校あたりの平均参加児童数16.6名/日 年間プログラム開催数251回 地域見守りスタッフ マネージャー1名及び安全管理員2名/日 子ども会連絡協議会への支援については、新型コロナウイルス感染症に係る行動制限が緩和されたことを受けて秋及び春のバス旅行等の様々な活動の支援を行なうことが出来た。
	実施事業	No.4「放課後子ども教室(キッズスクエア等)」 No.5「子ども会への支援」
16	市民センター(公民館含む)	公民館事業の「夏休み子ども教室」と「親子ひろば」を実施。「夏休み子ども教室」ではオカリナ教室やアニメ映画会などの教室を開講し、親子合わせて211人が参加した。『親子ひろば』では図書室スタッフと合同で～人形劇を作って遊ぼう～と題し、夏に開催では、33人、冬の開催では、23人の参加者があった。今後も子どもの居場所づくりができるような事業を継続したい。
	実施事業	No.9「文化施設における子どもの居場所づくり」
17	図書館	幼児、小学生を対象とした事業として「えほんの会」、「こどもおはなしの会」、「夏休み人形劇の会」、「夏休み折り紙教室」、「夏休み怖くて楽しいおはなしの会」、「小学生の本の部屋」、「夏休み特別企画 読書クイズ」、「秋の読書スタンプラリー」、を開催した。また、新しい事業として「子ども司書養成講座」を開催した。今後も、子どもの居場所として場を提供できるよう努める。
	実施事業	No.8「図書館における子どもの居場所づくり」

基本目標3	すべての子どもの育ちを支える環境の整備	施策の方向2	安全・安心なまちづくりの推進
施策の方向性	誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指し、福祉のまちづくりを推進するとともに、自分たちの地域を自分たちで守る地域の力を高める活動を推進します。 警察、行政、保育所、学校園、地域等関係機関との連携・協力の強化を図り、子ども自らが危険回避できる力を養うための防犯・防災・交通安全教育に今後も引き続き取り組んでいきます。		

担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1 地域経済振興課	令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられたため、高校生への啓発取組として市内の高校(5校)の2、3年生にチラシを配布した。また、クラーク高等学院の2年生に若者の消費者トラブル防止の出前講座(オンライン)を実施した。今後も若年者の消費生活トラブルの増加が懸念されるため、家庭、学校、地域及び関係機関が連携を図り、必要な時期に必要な消費生活の知識を身につけることができるよう引き続き消費者教育の推進に取り組む。
実施事業	No.2「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」
2 地域福祉課 (管理係)	市のホームページの公共施設等バリアフリー情報を最新のものに更新し、安心して外出できるように情報提供を行った。今後も適宜、情報を更新していく。
実施事業	No.3「福祉のまちづくりの推進」
3 ほいく課 (ほいく係)	定期的に想定を変えた防犯訓練を実施し、その他毎月の火災訓練や津波を想定した避難訓練を行い、子どもたちの防犯、災害への対応について意識を高めた。また、市立・私立こども園・保育所に「ぼうさいのしおり」を配布し、日々の教育・保育の中で、冊子を使って犯罪、事故、災害に対して啓発を行った。今後も繰り返し啓発を行い、子どもたちの防犯、防災の意識を高めていく。
実施事業	No.2「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」 No.6「教育・保育施設における危機管理体制の強化」
4 道路・公園課 (交通安全係)	交通安全施設や公益灯の整備、路側帯のカラー化により、より安全な通行や事故防止が図られている。自転車通行空間の整備を行った箇所において、交通ルール等の啓発を行った。 また、子ども自らが危険回避できるような力を身に付けるため、幼稚園、こども園、保育所(園)、小学校、中学校、特別支援学校で定期的に交通安全教室を開催し、交通安全に関する教育・啓発活動を行った。 また、子どもが安全安心に生活できるように下校時には青色回転灯付パトロール車による安全パトロールを実施した。芦屋市通学路交通安全プログラムに基づき学校、PTA、行政、警察、地域との連携により、通学路の点検を定期的に行い安全確保にも努めた。今後も関係機関との連携・協力の下、継続して取組を実施する。
実施事業	No.1「地域主体の防犯活動」 No.3「福祉のまちづくりの推進」 No.4「交通安全の意識向上」 No.5「芦屋市通学路交通安全プログラムの実施」 No.8「安全パトロールの実施」
5 道路・公園課 (維持係)	公園施設を安全・安心に利用できるよう、遊具等の適正な維持管理を行った。 公園で安全に遊ぶことができるよう啓発の仕方を工夫する。 また、街路灯等の設置・整備として新設23灯(LED23灯)、照度アップ等容量変更として124灯(LED124灯)、公益灯LED化計画により92灯の改良を実施した。 近年の予算規模縮小により、計画の見直し等を行っており、整備は進んでいるが、進捗ペースが鈍化していることが今後の課題である。
実施事業	No.3「福祉のまちづくりの推進」
6 基盤整備課	老朽化した公園遊具の更新を実施した。引き続き、安全に公園遊具を利用してもらえるように遊具更新を進めていく。
実施事業	No.3「福祉のまちづくりの推進」
7 防災安全課	地域の防災訓練や出前講座、広報等を通して、あしや防災ネットの普及・啓発を行い、登録者数が令和5年3月末時点で10,724件となり、アプリの登録件数は8,236件で前年度と比較して1,025件増加した。活用方法は、台風接近に伴う避難情報や避難所開設状況等の発信を行い、平時においてもイベント等を周知する有効な手段の一つであり、引き続き、子育て世代等幅広い世代に対して、あしや防災ネットの普及促進をしていく。
実施事業	No.7「あしや防災ネットの運用」

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
9	建築課	保育所施設等の公共施設の改修に際して、障がい者・高齢者・子供等が安全・安心に利用できるようにユニバーサルデザイン化の充実を図った。今後の公共施設の改修等においても、施設の規模や利用実態等を考慮し、整備を行っていく。
	実施事業	No.3「福祉のまちづくりの推進」
10	救急課	子どもの急病や事故等が発生した場合、早期に適切な対応ができるよう、保護者及び関係者を対象とした応急手当や救急法の啓発や学習機会の提供を行うことにより、万一の事態に備える体制を整えた。令和4年度の実績 救急講習実施回数 27回(受講者364人) 新型コロナウイルス感染症拡大時に実施したDVD・人形の積極的な貸出しを推進する。
	実施事業	No.9「救急法の学習」
11	保健安全・特別支援教育課	芦屋市交通安全プログラムに基づき、潮見中学校区内の各小学校(潮見小学校・浜風小学校)の通学路点検を実施した。今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、事前に情報を集約した箇所を警察と行政の関係各課のみで点検を行い、ホームページ上での報告を行った。また、交通安全教室やALSOKあんしん教室を計画的に実施し、幼児児童生徒に啓発活動を行った。今後も引き続き計画に基づいた通学路点検や各種教室を開催していく。
	実施事業	No.2「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」 No.5「芦屋市通学路交通安全プログラムの実施」 No.6「教育・保育施設における危機管理体制の強化」
12	青少年愛護センター	青色回転灯付防犯パトロール車で職員が山手中学校区を週2回、小学校低学年の下校時の巡回見守りを行っている。不審者情報、交通違反等が続く時期があったので、現場の確認と再発の防止に努めている。また、青少年育成愛護委員からは登下校の見守りや公園パトロールに加え、就学前施設に愛護委員が行き、「ピンクのベストの愛護委員」の存在を新1年生や保護者に伝えている。今年度は通学路でない道を登下校に利用する児童が複数例みられたので、学校や地域の方と連携して安全な登下校ができるように情報共有を行った。これからも、青少年が安全に安心してすごせる地域づくりについての取り組みを行っていく。
	実施事業	No.1「地域主体の防犯活動」 No.2「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」 No.8「安全パトロールの実施」

基本目標3	すべての子どもの育ちを支える環境の整備	施策の方向3	児童虐待防止対策の推進
施策の方向性	すべての子ども・家庭の相談に対する子ども支援の専門性をもった体制を構築し、子どもの最善の利益を尊重し、相談・支援体制の更なる強化を図るため「子ども家庭総合支援室」を開設します。「子ども家庭総合支援室」では、家庭児童相談室の機能を包含し、要保護児童対策地域協議会の活性化を図り、関係機関の適切な対応と支援者の資質向上に努め、地域の連携体制の充実を図り、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	こども家庭・保健センター(こども家庭総合支援担当)	教育委員会等の関係機関と連携して支援が必要な児童の早期発見、対応を図り、特に妊娠期からの支援として子育て世代包括支援センターと一体的に支援を行ってきた。令和5年4月より全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する総合的な支援拠点として「こども家庭・保健センター」を開設し、こどもを取り巻く様々な環境に対応し虐待の発生を未然に防ぐため、相談・支援体制を強化し対応の充実を図る。
	実施事業	No.1「家庭児童相談」 No.2「要保護児童対策地域協議会」
2	学校支援課	専門カウンセラー、専門知識をもつ相談員を配置し、電話や面接による相談を実施した。小中学生だけでなく、高校生の相談もあり、中学卒業後のケアにもつながっている実態がある。相談内容については必要があれば、緊急に市内小中学校教職員と情報共有を進め、関連機関とも連携する等、子どもの育ちを支えている。今後も相談体制を整え、指導の充実にも努める。
	実施事業	No.3「カウンセリングセンターの電話、面接相談」
3	打出教育文化センター	令和3年4月1日より学校教育部の教育相談体制を見直し、一貫した専門的なアドバイスがすぐに受けられるように教育相談の窓口を学校支援課(旧学校教育課)に一本化した。今後も情報提供等連携し、協力体制をとりながら子どもの育ちの支援を行っていく。
	実施事業	No.4「教育相談」

基本目標3	すべての子どもの育ちを支える環境の整備	施策の方向4	配慮が必要な子どもとその保護者への支援
施策の方向性	配慮を必要とする子どもの健やかな発達を支援し、安心して地域生活を送ることができるよう、子どもとその保護者に対応するきめ細かな支援の推進を図ります。		

担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1 障がい福祉課	個々の身体状況と特性に応じた関わりの指導や訓練を行い、集団生活への適応や生活の自立を目指して支援をしている。 サポートファイルについては、窓口での療育手帳交付時や家庭療育支援講座での案内等、普及啓発に取り組んだ。機能訓練については、希望者が増加し待機が長期化していることが課題であるため、新規対象者の受入れが広がるような体制や方策を検討していく。療育支援相談では、療育に関係する庁内外の機関の間で情報共有を図り、相互の連携による一体的・継続的な支援を得られるよう、引き続き取り組む必要がある。
実施事業	No.5「療育支援相談事業」 No.6「障がい児機能訓練事業」 No.8「サポートファイルの普及・啓発」
2 こども政策課 (こども支援係)	早期療育訓練の実施については、「芦屋市立くすくす学級」において、心身の発達に支援の必要な乳幼児に対し、身辺自立や集団適応を目標に、発達相談・言語訓練・親教室・育児相談などを取り入れ、療育訓練を行った(利用者数:23人)。 療育支援相談事業については、「療育支援相談」の会議に出席するなど、他課と情報交換を行い、今後の支援の方向性を協議した。継続的な個別相談を受けている子どもや関係機関が関わっている子どもについて、情報を共有し、医師等の専門職の助言を得ながら、必要な支援を検討していく。 サポートファイルの普及・啓発については、障害児通所支援申請時に、窓口で保護者にサポートファイルを渡し、活用方法を説明した(配布数:9件)。保護者とともに支援者が連携を図り、途切れない支援を行うことができるよう、サポートファイルの普及・啓発を行い、有効活用に向けた取組の検討をしていく。
実施事業	No.1「早期療育訓練の実施」 No.5「療育支援相談事業」 No.8「サポートファイルの普及・啓発」
3 ほいく課 (ほいく係)	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、年4回開催予定のインクルーシブ教育・保育研修会のうち1回は園内研修になり、外部からの参加はできなかったが、すべて実施することができた。研修会では、配慮を必要とする子どもの姿から、支援の方法についてグループワーク、検討、協議を行い、医師の助言を受けながら、より良い支援につなげていった。また、医療的ケアを必要とする子どもについては、より良いケアにつながるよう「医療的ケア児保育支援会議」を開催し、医師、保健師等関係機関と連携し、情報共有を行った。サポートファイルについては保護者に声をかけ、必要とする家庭に配布した。今後は感染対策を講じつつ、徐々に研修会を拡大して実施していく。
実施事業	No.2「インクルーシブ教育・保育」 No.3「医療的ケア児教育・保育」 No.5「療育支援相談事業」 No.8「サポートファイルの普及・啓発」
4 こども家庭・保健センター(健康増進・母子保健担当)	保護者とともに支援者が連携を図り、途切れない支援を行うことができるよう、サポートファイルの普及・啓発を行い、有効活用に向けた取組の検討を行う。 こども家庭・保健センターの窓口でサポートファイルを常備しており、窓口に来所された方に配布を行っている(配布数:1件)。 また、地区担当保健師が必要な方へはサポートファイルの情報提供を行っている。
実施事業	No.5「療育支援相談事業」 No.8「サポートファイルの普及・啓発」
5 市立芦屋病院	文字が覚えられない等学習で悩む原則年長児から小学6年生までの児童を対象に小児科医及びリハビリテーション科技師が、学習を困難にしている原因を明らかにし、その子どもにあった学習方法を見つけ支援を行っている。令和4年度は982件、前年度(913件)比8%増加した。新型コロナウイルス感染症拡大の状況下であっても増加傾向を示しており、新規の方や他府県からの受診もある。
実施事業	No.7「学習支援外来による医療支援」
6 学校支援課 保健安全・特別支援教育課	支援が必要な子どもについては、特別支援教育センター専門指導員と連携し、巡回指導による支援を行うとともに、必要に応じて医師からの助言を受け、支援の内容や方向性の確認と情報共有を保護者と共に行うなど、個別の支援内容の充実を図った。また、長期的な視点で個別の教育支援計画や個々の実態に合わせた個別の指導計画を作成した。日本語指導を必要とする外国人児童生徒等にボランティアを配置し、日本語指導や学習・生活支援を行った。日本語指導を必要とする児童生徒数は増加傾向にあり、ニーズに即応するための支援人材の安定確保が必要である。
実施事業	No.2「インクルーシブ教育・保育」 No.3「医療的ケア児教育・保育」 No.4「特別支援教育センターの相談」 No.5「療育支援相談事業」 No.8「サポートファイルの普及・啓発」 No.9「日本語指導支援ボランティア」 No.10「外国人児童生徒等に対する教育支援事業」

基本目標4

基本目標4	仕事と子育ての両立の推進	施策の方向1	仕事と子育ての両立を図るための環境の整備
施策の方向性	仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、企業等における子育てへの支援が重要になります。仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、市民や事業主に対する意識啓発を進めていきます。 また、次世代育成支援対策推進法が令和7年3月までの10年間の時限立法として延長されたことを受け、事業主に対し、一般事業主行動計画の策定を周知します。		

担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1 人権・男女共生課 (男女共生係)	父親が子育てに関わりをもち、夫婦間コミュニケーションやパートナーシップ、現状の生活や働き方を見直す機会を提供することを目的に下記のような事業を実施し、アンケート結果からも今後の育児参画に前向きに取り組むたいと希望する回答が多く、事業の満足度も高かった。 ・子どもと一緒に参加する工作講座(2回開催、47人参加) ・父親が簡単な料理に取り組むことで家事に関わるきっかけを提供する講座(1回開催、8人参加) ・男性が育児・家事に積極的に関わる方法とその効果をテーマとした講座(1回開催、8人参加) ・父親同士が育児を通じて交流する場を提供する事業(6回開催、51人) 父親向けの講座・事業について、他の事業に参加している母親を通じて参加を呼びかけるなど周知を行っているが、さらに多くの子育て中の父親本人に周知するための方法の検討が課題である。 また男性の働き方の見直しにあたっては、職場環境などの外的要因が関係していることが多く、個人で解決することが難しいため、事業者向けの働き方改革、男性の育休取得促進を目的としたセミナーを企画・実施した(1回開催、8人参加)。アンケート結果からも、働き方の見直しについて新たな気づきがあった、との感想があったが、集客に苦労したため、さらなる周知・啓発方法の検討が必要である。
実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進」 No.6「多様な働き方の啓発」
2 地域経済振興課	国や関係機関が作成するポスターの掲示、チラシ配布や市ホームページにリンクを掲載し啓発に努めた。また、西宮市、尼崎市、各市商工会等、兵庫県と共催でワークライフバランスに関するセミナーを実施し、71名が参加した。 働き方に関する法令等や相談窓口などの最新情報を記載したチラシでの啓発を、商工会を通して市内事業者等に実施した。今後も商工会などと連携し市内の事業者への啓発をより進めたい。 また、多様な働き方の支援につながるコワーキングスペース事業を芦屋市商工会に業務委託し、利用者の特性に合わせたコンテンツを提供しており、引き続き利用者の特性に合わせた事業内容を行いたい。
実施事業	No.6「多様な働き方の啓発」
3 ほいく課 (施設運営係)	市内全施設で時間外保育事業(延長保育事業)を実施しており、希望者全員が利用できる環境が整っている。今後も保護者の仕事と子育ての両立を図るため、多様なニーズに対応できるよう継続して実施していく。 病児保育事業については、令和3年度より引き続き、精道こども園内で事業を行い、提供体制を確保することができた。今後も周知などにより利用を促すと共に、利便性の向上に努めていく。
実施事業	No.2「時間外保育事業」 No.3「病児保育事業(病児対応型)」 No.4「病児保育事業(体調不良児対応型)」
4 ほいく課 (ほいく係)	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、運動会や生活発表会は人数制限を行いながら開催した。土曜日開催のため、父親の参加も多かった。今後は必要な対策を講じながら、参加人数を拡大して開催し、参加を促すようにしていく。
実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進」
5 こども家庭・保健センター(こども家庭総合支援担当)	土曜日の「つどいのひろば」への父親の参加者が多いため、コロナ禍で縮小していた土曜開催の事業の見直しを図る。また働き方の変化により平日の事業にも父親の参加者が増えてきているため、継続的に父親が育児参加できるよう日頃から声をかけ、参加しやすい環境を作っていく。
実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進」
6 こども家庭・保健センター(健康増進・母子保健担当)	プレおや教室を土曜日・日曜日に開催している(「沐浴クラス」実施回数6回 参加延べ人数122人「出産準備クラス」実施回数6回 参加延べ人数83人)。父親になる準備としてパートナーとの参加を促し、母親だけでなく、パートナーとともに参加されている。
実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進」
7 保健安全・特別支援教育課	新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じて、1学期に土曜参観、2学期、運動参観日・音楽参観日を開催し父親も参観、参加できる機会となった。今後も、父親が子どもに関わったり、参加しやすい内容のイベントを行ったりして、父親の子育てへの参加促進を図る。
実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進」
8 青少年育成課	放課後児童クラブを市内全8小学校で実施 全体入会者数756人(令和4年4月1日現在)【低学年618人・高学年138人】 ・8校のうち4校を民間事業者継続して委託した。 ・岩園小学校に1学級増設することで待機児童を0人とした。 今後、学校敷地内で専有の保育スペースの確保をし、待機児童を出さない対策が求められる。
実施事業	No.5「放課後児童健全育成事業」

基本目標4	仕事と子育ての両立の推進	施策の方向2	産休・育休からの復帰が円滑にできる環境の整備
施策の方向性	女性が働きながら子育てを行うために、保育サービスなどの充実は必要不可欠であることから、認定こども園等の整備による入所待ち児童の解消に努め、受皿を確保するとともに、子どもにとって良好な教育・保育環境となる質の確保に努めます。また、保護者が産休・育休から希望する時期に復職できるよう、利用者支援事業等において、適切な助言を行います。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	地域経済振興課	国や関係機関が作成するポスターの掲示、チラシ配布や市ホームページにリンクを掲載し啓発に努めた。また、西宮市、尼崎市、各市商工会等、兵庫県と共催でワークライフバランスに関するセミナーを実施し、71名が参加した。 働き方に関する法令等や相談窓口などの最新情報を記載したチラシでの啓発を、商工会を通して市内事業者等に実施した。今後も商工会などと連携し市内の事業者への啓発をより進めたい。
	実施事業	No.1「育児休業制度等の普及促進」 No.2「再雇用制度の普及促進」
2	ほいく課 (入所係)	育児休暇を長期間に渡り取得する保護者が増加傾向であり、復職を希望する時期が多様化しているため、保育コンシェルジュを配置し、保護者が復職に際し、希望する時期における入所状況(定員や入所者数)に関する情報提供を相談業務の中で行い、スムーズに復職できるように子育て支援を行っている。また、入所後も子育てと仕事の両立ができるよう保育所での生活等も含めて、相談業務を行っている。今後の課題としては、保育施設の施設整備が進んでいるものの、希望する時期に入所ができず復職するのが難しい場合もあるが、園見学を案内するなど、入所希望施設を増やすことができないか保護者と相談し、入所率の向上を目指す。
	実施事業	No.3「利用者支援事業」
3	こども家庭・保健センター(健康増進・母子保健担当)	子育て世代包括支援センターを開設し、利用者支援事業(母子保健型)を実施している(相談延べ人数108人)。保健師が常駐し、妊娠期から子育て期への切れ目のない支援の実現に努めている。
	実施事業	No.3「利用者支援事業」